

基本計画の柱

青少年有害情報  
フィルタリング  
の性能の向上及  
び利用の普及等



青少年のインタ  
ーネットの適切  
な利用に関する  
教育及び啓発の  
推進



民間団体の支援

- 環境整備法第13～16条の義務の履行が図られている。
- フィルタリングの関連数値である認知率、利用率、加入申出率などがいずれも向上しており、総務省タスクフォースにおいて取りまとめ公表された「青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について～電気通信事業者等の取組状況に係る見解～」に記載されているように「青少年確認、説明等の義務が確実に履行されるよう、現行法を前提としつつ、引き続き、総務省等において事業者等（MNO、MVNO及び販売代理店）の取組をモニタリングしていくこと」を継続していけば、今後、フィルタリングの利用率が継続的に向上することが見込まれる。

⇒ **政府において第4次基本計画の取組を着実に推進することが適当。**

- 青少年に対する情報教育の今後の在り方について  
情報通信技術やサービスの変化などに触れ、機器の使用方法以外のシステムが動く仕組み（プログラミング）やそれに付随する知識、適切な関わり方について考えさせるなどして多面的な情報教育を行い、青少年のコンピュータ全体の基礎的知識を高め、従来の情報モラル教育を再認識し、理解させるための情報教育の在り方。
- 青少年のインターネット安全利用について
  - ① SNSに起因する青少年の性被害等の防止  
相手方の甘言・脅迫により青少年自らが不適切な情報を発信してしまう自画撮り被害などの発信情報による性被害を防ぐため、従来型の閲覧防止措置や情報モラル教育の充実に加えて、また、
  - ② インターネット利用時間の長時間化に対する対応  
長時間化する青少年のインターネット利用を適切に管理するため、保護者側で発信情報を管理したり、コンテンツや利用時間を管理するペアレンタルコントロール機能を啓発。

⇒ **第5次基本計画において更に推進すべく、議論を深めるべき。**

# 基本計画見直しに向けた検討会報告書骨子

## 序章 はじめに

### 第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状及び今後の取組の方向性に関する基本的な考え方

#### 第1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状

##### 1 青少年インターネット利用環境整備法改正（平成30年2月1日施行）後のフィルタリング認知率及び利用率

- (1) フィルタリングの普及強化に向けたこれまでの取組
- (2) フィルタリング認知率及び利用率の推移
- (3) 店頭におけるフィルタリングの申込率及び有効化率

##### 2 諸情勢の変化等

- (1) 情報教育の在り方の変化
- (2) インターネット利用者の低年齢化の進展
- (3) 青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展
- (4) 容易化されたフィルタリング設定についての更なる周知の必要性
- (5) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルの増加

#### 第2 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方

##### 1 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進

- (1) 事業者による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、有効化措置義務等の実施徹底
- (2) 製造事業者による利用容易化措置義務及びOS事業者による容易化措置円滑化努力義務の実施徹底

##### 2 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進

##### 3 ペアレンタルコントロールによる対応の推進

- (1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進
- (2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」の普及促進
- (3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知
- (4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。）

### 第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言

（見え消しは第四次基本計画との差異）

#### 第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

1. 基本理念
2. 基本的な方針
  - (1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進
  - (2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施
  - (3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進
  - (4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進
  - (5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的なP D C Aサイクルの構築
3. 施策実施において踏まえるべき考え方

## 第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

1. 学校等における教育・啓発等の推進
  - (1) 児童生徒の発達段階等に応じた情報モラル教育等の推進  
青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進
  - (2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進
  - (3) 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進
  - (4) 情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進（自画撮り、誹謗中傷等への対応）  
(新設)
2. 社会における教育・啓発の推進
  - (1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援
  - (2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援
  - (3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援
  - (4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進
3. 家庭における教育・啓発の推進
  - (1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進（現行計画(2)の前半）
  - (2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」  
など適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組への支援
  - (3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発（新設）
  - (4) 青少年の発達段階に応じた 保護者の管理への支援 ペアレンタルコントロールを支援する機能の周知啓発（現行計画(1)）
  - (5) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。）（新設）
4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等
  - (1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援
  - (2) インターネット利用環境の変化や ニーズの多様性 コロナ禍による社会変化 を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進

## 5. 国民運動の展開

- (1) 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進
- (2) インターネット利用者・事業者等の主体的な活動への支援

## 第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

1. ~~事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務、青少年確認義務等の実施徹底~~ 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進
  - (1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底
  - (2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底
  - (3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及
  - (4) その他の利用率向上のための検討 (新設)
2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進
  - (1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組
  - (2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援
  - (3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応
3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等
4. インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

## 第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

1. 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援
2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
  - (1) モデル約款策定等の体制整備の支援
  - (2) SNS事業者等による自主的取組の促進 (新設)
  - (3) 効率的かつ円滑な活動への実現のための支援
3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談 対応 等に対する支援
4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

## 第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進
  - (1) SNS等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の推進
  - (2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進
  - (3) サイバー補導の推進  
SNS上の性被害につながるおそれのある書き込みに対する広報啓発の推進
  - (4) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の子供の性被害の防止に向けた取

## 組の推進

(5) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進

### 2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

(1) インターネット・ホットラインセンターの活用等による削除依頼の対応推進等

(2) 事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援

### 3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応

(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援

### 4. 迷惑メール対策の推進

(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施

(2) 国際連携の推進

(3) チェーンメール対策の周知啓発

### 5. 国内外における調査

(1) 有害情報の社会的影響の調査

(2) 諸外国の取組の調査

## 第6 推進体制等

1. 国における推進体制

2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

3. 国際的な連携の促進

4. 基本計画の見直し等

## 第3章 別添資料

## 第5次基本計画検討に関するスケジュール（案）

第49回検討会 R3/3月5日（予定）  
○ 検討会報告書第1次案の検討



検討会報告書案のパブリックコメント（予定）



第50回検討会 R3/4月（予定）  
○ 検討会報告書の確定



第5次基本計画案の作成、パブリックコメント（予定）



子ども・若者育成支援推進本部（閣僚会議）R3/7月（予定）  
○ 第5次基本計画の決定